告 示

埼玉県告示第六百二十号

聴聞を次のとおり公開で行う。 分について、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定により、 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第六十六条の規定による処

令和二年六月九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一聴聞の日時及び被聴聞者

				1	七日午前十時	令和二年七月 株	聴 聞 の 日 時 号 被
				ション	スコーポレ	式会社エヌ	文は名称の商
						白田 俊夫	の氏名)の氏名(法被聴聞者の氏名(法
二十七番地)	市大宮区仲町二丁目	在地埼玉県さいたま	引業法上の事務所所	十三号(宅地建物取	ガ崎一丁目十五番二	神奈川県鎌倉市稲村	務所の所在地被聴聞者の主たる事

二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉教育会館四〇三会議室